

65歳の方へ

介護保険料が変わりました

○介護保険料は3年ごとに見直されます

市では、3年ごとに「どのような介護サービスをどのくらい整備するか」や「保険料をいくらに設定するか」などを定めた「介護保険事業計画」を策定しています。今回、今後3年間（平成24年～26年度）、65歳以上の方に負担していただく介護保険料の見直しを行いました。

○今回の見直しでは?

①平成24年度から26年度までの65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の負担割合を費用全体の20%から21%に変更しました。
 ②負担能力に応じた保険料賦課の観点から、保険料負担段階第3段階（市民税の非課税層）の所得階層を2つに分けました。
 ③第5段階と第6段階の境界所得である基準所得金額を200万円から190万円に変更しました。
 ④保険料率の増加の抑制を図るた

め、介護保険給付費準備基金の一部を取り崩すことにしました。
 ⑤平成24年4月から介護報酬を改定しました。

○保険料はどうやっておさめるの?

年間保険料が前年の所得が確定する6月以降に決定するため、4月、6月は、暫定の保険料額（2月と同額）を納めます。8月以降の保険料額は、確定した年間保険料額からすでに仮徴収した分を差し引いた額になります。

○介護予防のために

■普通徴収の方（納付書または口座振替）
 年間保険料額が前年の所得が確定する6月以降に確定するため、4月は、暫定の保険料額を納めます（保険料の所得階層は、平成22年中の所得をもとに新所得階層を適用しています）。6月以降の保険料額は、確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額となります。※詳しくは、年間保険料額決定後に送付する通知書をご覧ください。

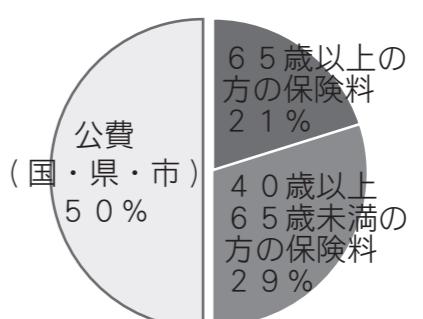
保険料は、要支援、要介護認定を受けない高齢者の方を対象とした介護予防事業等の財源にもなっています。地域支援事業では、認定審査で「非該当（自立）」と判定された方や、高齢者のみなさんが住みなれた地域で自立した日常生活を送っていましたが、総合的な相談に応じ、必要なサービスの提供や地域での見守り体制を築くなどの支援を進めていきます。

○介護保険料の減免制度について
 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料には、特別な事情による保険料の支払いが困難な場合に、一定要件のもとに、減免を受けられる制度があります。詳しくは、介護保険課にご相談ください。

Q 介護保険の財源は?

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費（税金）を財源に運営されています。

65歳以上の方の納める保険料は、財源の21%を占める大切なものです。



サービスの利用者負担（原則、費用の1割）

保険料の基準額はどうやって決めるの?

基準額は、各所得段階において保険料額の基準となる額のことです。介護保険料は、所得の低い人などの負担が大きくなないように、本人と世帯の課税状況や所得段階に応じて段階的に調整されています。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{丹波市で介護保険給付にかかる費用} \times 65\text{歳以上の人の負担分(21\%)}}{\text{丹波市の65歳以上の人口}}$$

新しくなった介護保険料の基準額は?

65歳以上の方の保険料は、市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得段階別に7段階に分けられます。

[基準額] 年額 57,960 円

平成24年度～26年度の介護保険料段階別金額は?

(表1)

所得段階	対象者	年間保険料
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方	28,980円（基準額×0.5）
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	36,510円（基準額×0.63）
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	43,470円（基準額×0.75）
	世帯員全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階及び上記以外の方	51,000円（基準額×0.88）
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	57,960円（基準額×1.0）
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	72,450円（基準額×1.25）
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	86,940円（基準額×1.5）
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	101,430円（基準額×1.75）

※今回の介護保険法改正による新たな軽減措置として、世帯全員が市民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計（所得の種類に応じて、前年中の収入金額からその収入を得るために要した経費などを差し引いた額）が120万円以下の方は、保険料が軽減されます。

○ 納め忘れにご注意ください

特別な事情がないのに保険料を滞納すると、期間に応じて次のような措置がとられます。
 保険料は納め忘れないようにしましょう。

1年以上滞納した場合	1年6ヶ月以上滞納した場合	2年以上滞納した場合
①費用の全額を利用者が一旦自己負担。 ②申請により、後日保険給付分（費用の9割）を振込。 ※支払方法の変更が保険証に記載されます。	①費用の全額を利用者が負担。 ②申請後も、保険給付の一部（または全額）を一時的に差し止め。 ※さらに、保険給付分から滞納保険料が差し引かれる場合があります。	①利用者負担が1割から3割に引き上げ。 ②高額介護サービス費の支給が受けられなくなる。

○ 介護保険課（春日庁舎内）☎ 74-1049